

新座市

地域生活支援拠点等事業

がはじまります

～緊急にならない地域づくり～に参加しませんか！

緊急入院することになってしまった！でも、障がいのある子どもを家に一人残しておけない…

どう支援したら…

将来自分たちに何かあったら、この子はどうなってしまうのだろうか…

事業者

相談機能

地域のネットワークで
支えます！

地域の
体制づくり

緊急時の
受入・対応

専門的な人材
の確保・育成

体験の
機会・場

地域生活支援拠点等事業とは…

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する事業です。障がい児者とともに暮らす家族にもしものことがあったとき、地域の支援体制で迅速・確実に支援できるよう、実効的な仕組みづくりを目指していきます。

裏面：地域生活支援拠点等事業の5つの機能について

地域生活支援拠点等事業の5つの機能について

①相談機能

緊急時の支援が見込めない世帯に対して常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要サービスのコーディネートや相談支援を行います。

②緊急時の受入れ・対応

介護者の急病や障がい児者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等を行います。

③体験の機会・場

親元からの自立等に当たって、ひとり暮らしの体験の機会・場を提供します。

④専門的人材の確保・養成

専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行います。

⑤地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるようサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。



地域生活支援拠点等事業に登録することによって算定可能になる加算があります。(※)

【事業所登録について】

加算を算定するには、地域生活支援拠点等事業に事業所を登録する必要があります。

(※) 算定できる加算は提供する障がい福祉サービスによって異なり、一部加算が算定できない事業所もあります。

【手続の流れ】

地域生活支援拠点等事業への登録については、手続方法や提出書類が事業所により異なりますので、事前に障がい者福祉課にお問い合わせください。

そのほかにも…

⇒市HPで拠点等事業登録事業所として公表されます。

⇒地域の支援機関との連携が深まり、支援の幅が広がります。

